

第41号議案

島根県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、島根県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員の定数は、4人とする。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員に委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由があると認めるときは、任期中においても、当該委員を解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）附則第 1 条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、警察本部長が招集するものとする。